

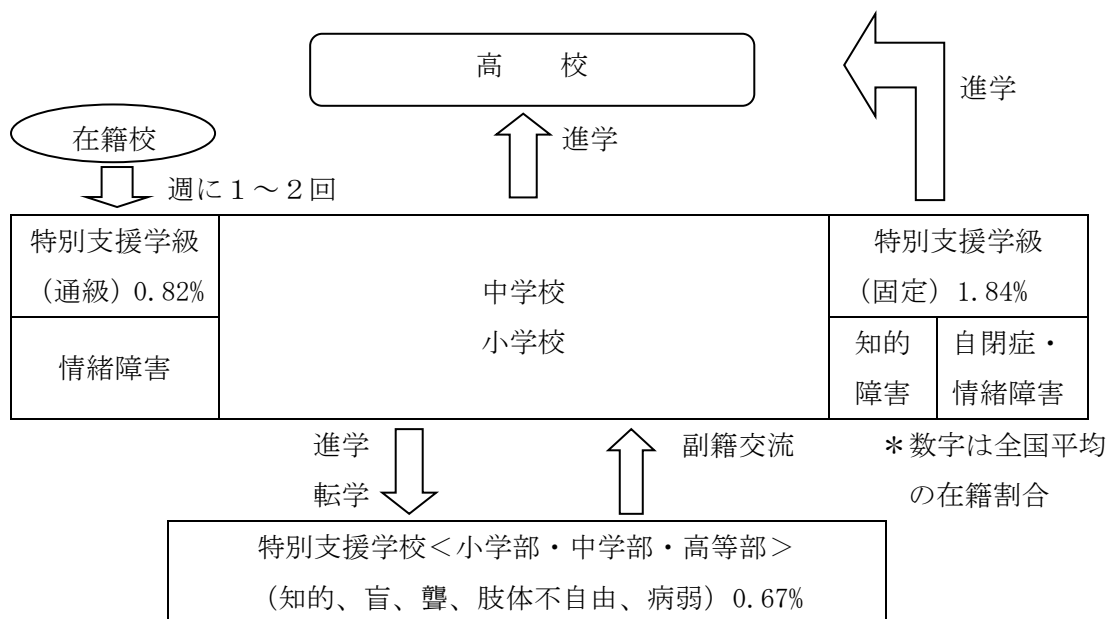
インクルーシブ教育システムの構築を目指した交流 および共同学習の推進

小島 秀治（清瀬市立清瀬中学校）

私の在職する学校では、様々な教育課題に取り組む中で、とりわけインクルーシブ教育システムの構築を目指した取組に力を注いでいる。これはもちろん近年の法的環境整備と無関係とは言い難いが、特別支援学級を設置している学校であるからこそ、共生社会を目指した取組を率先して行う必要があると考えるからである。よってこの紀要においては、表題に掲げた本校の教育実践についての紹介をしたい。

1 特別支援教育のしくみ

特別支援学級には、知的障害学級と自閉症・情緒障害学級の2種類がある。本校にはその両方が設置されている。もちろんこれらの障害をもつ児童生徒は通常学級にも在籍しているので、特別支援教育のしくみの概要を、以下に示したい。



知的障害に関しては、障害の程度によって重い場合は特別支援学校、軽い場合は特別支援学級に通うようになっている。知的障害に限らず、障害のある個々の児童生徒にはどの就学先が適しているかを、各市区町村に設置されている就学支援委員会（自治体によって名称は違う）が、保護者及び児童生徒の同意の下判定している。もちろん保護者及び児童生徒が就学支援委員会に判断を委ねることを望まない場合は、通常学級に在籍することになる。また、保護者及び児童生徒が委員会の判定とは違う就学先を選ぶこともある。

中学校卒業後の進路選択は多様化が図られているため、特別支援学級に在籍している生徒が高校に進学することも可能である。ただ、東京都においては知的に問題のない自閉症・情緒障害については、特別支援学級が設置されているのみで、特別支援学校では受け入れていない。そのため、中学校の自閉症・情緒障害学級に在籍した知的に問題のない生徒は、

卒業後に通常の高校に進むしかないため、進学先で特別な支援を受けられるかは保障されていない。

2 インクルーシブ教育システム構築に関する動向

障害者の権利に関する条約は、2006年12月13日に第61回国連総会において採択され、日本では国内法の整備が完了したことを受けて、2014年1月に国会で批准されている。法整備および教育行政の経過は、以下のとおりである。

2007（平成19）年9月 障害者の権利に関する条約 署名

2008（平成20）年～09（平成21）年

幼小中高特別支援学校学習指導要領改定〈交流及び共同学習〉

2011（平成23）年8月 障害者基本法改正

2012（平成24）年7月 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」中教審初中分科会
「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の定義

2013（平成25）年～15（平成27）年

文部科学省インクルーシブ教育システム構築モデル事業

2013（平成25）年6月 障害者差別解消法成立

2014（平成26）年1月 障害者の権利に関する条約批准

2016（平成28）年4月 障害者差別解消法施行

3 合理的配慮の根拠となる法令

文部科学省は、上記「2 インクルーシブ教育システム構築に関する動向」の中にあるように、インクルーシブ教育システム構築の柱として“合理的配慮”を推進することを明確にしている。この合理的配慮の根拠となる法令は以下のとおりである。

○障害者の権利に関する条約（第24条 教育）個人に必要な合理的配慮

○障害者基本法（第4条 差別の禁止）

社会的障壁の除去を必要としている障害者が現に存し、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

○障害者差別解消法（第7条 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において（中略）社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

4 障害者の権利に関する条約（第24条）における「合理的配慮」

上記「3 合理的配慮の根拠となる法令」に、障害者の権利に関する条約（第24条 教育）を示してあるが、これについては補足説明を加えるとより分かりやすくなるので、以下のような文書を紹介したい。これは、国立特別支援教育総合研究所のホームページに掲載されているもので、国立特別支援教育総合研究所のホームページにはこの他にも、大変

分かりやすく使いやすい資料が豊富に掲載されている。

障害者の権利に関する条約の中で、教育については第 24 条に記載されており、同条約が求めるインクルーシブ教育システム (inclusive education system) について、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み であり、障害のある者が一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」(reasonable accommodation) が提供される等が必要とされています。

『国立特別支援教育総合研究所HP』

5 学校経営の 5 本柱

私の行う学校経営については、特に重点を置く取組を「5 本柱」として内外に示している。この 5 本柱はこの 3 年間変えずに取り組んで来ており、それぞれに成果をあげることができている。継続の必要な項目ばかりであるため、これからは引き続きこの 5 本柱を実践していく予定である。

- (1) インクルーシブ教育を推進する。
- (2) 国際理解教育を推進し、国際的視野を広げる教育を行う。
- (3) 人権尊重を基盤にいじめや体罰のない、生徒が楽しいと思う学校をつくる。
- (4) 学力の向上を図る。
- (5) 「命の教育」を推進する。

6 本校のインクルーシブ教育推進計画

昨年度から、インクルーシブ教育をより充実させるために、副校長が中心となったインクルーシブ教育推進委員会を校内に立ち上げて、より重層的な実践に取り組んでいる。この校内委員会が以下のような要項を作成し、全教職員の共通理解のもと推進している。

①目的

交流及び共同学習を行うことにより、特別支援学級生徒の社会性を向上させ、通常学級生徒の人権意識を向上させる。

②委員会の構成

管理職、特別支援教育コーディネーター（都内では各校 2 名指定する）、学年主任、体育行事委員長、文化行事委員長

③取組内容

- ・通常学級と特別支援学級生徒との交流及び共同学習を日常的に行う。
- ・通常学級に在籍する、支援の必要な生徒への合理的配慮を行う。
- ・副籍交流を推進する

7 具体的交流

本校には知的障害学級3クラス、自閉症・情緒障害学級2クラス、通常学級12クラスがある。特別支援学級生徒の障害特性や個別的な特性を考慮しながら、交流学習を進めている。交流先については、予め入学時もしくは年度当初に、通常学級の生徒名簿に特別支援学級生徒名を記載した名簿を作成し、校内で公表している。通常学級の一員でもあるとの共通認識のもと、その記載学級での交流学習を行っている。

<授業交流>

- ①教科等：保健体育、音楽、道徳
- ②特別活動：第1学年の救急救命講習、各学年の学年集会、学級活動

<日常交流>

- ①給食：学期に何度かの交流給食を行っている。
- ②部活動：通常学級生徒と全く同じ参加をしている生徒がいる。
- ③委員会活動：通常学級生徒と共に活動を行っている。

<行事交流>

- ①運動会：通常学級の一員として、個人競技や団体競技に参加している。
- ②音楽祭：通常学級のクラス合唱、学年合唱に参加している。
- ③校外学習：班別行動は特別支援学級の生徒で班を編制し、教員と共に行動している。
- ④宿泊的行事：通常学級の生徒の部屋で寝食を共にしている。

上記の活動については、特別支援学級生徒の障害特性や個別的な特性があるため、全員が交流および共同学習を行えるわけではないが、上記の活動はインクルーシブ教育の一環として共に行うことを前提にしている。

8 交流意識の高まり

毎年行っている生徒による学校評価で、交流・共同学習が進んでいるか意識調査を行っている。2016年では「とてもあてはまる」「あてはまる」の合計が90%を超えるようになり、生徒達には交流および共同学習が定着している様子がわかる。これを100%に近づける努力を今後も行っていきたい。

	2015年7月	2016年7月
とてもあてはまる	30.0	49.9
あてはまる	50.7	40.8
合計	80.7	90.7

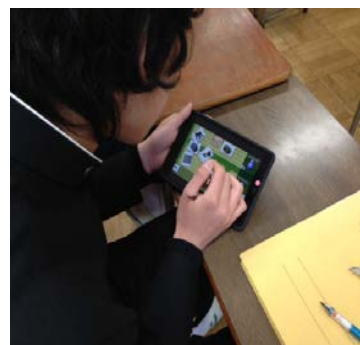
(単位%)

9 インクルーシブ教育モデル校

本校は平成25年度より27年度までの3年間、特別支援学級における文部科学省インクルーシブ教育システム構築事業モデル指定校となった。タブレット端末が使える環境を整えることができてからは、英語の授業や学習のまとめ、あるいはお礼状等の作成に大いに活用するこ



とができた。特に英語ではアルファベットのなぞりができたり、英単語を聞いて文字を当てるカードゲームなど、生徒の興味や関心を高めるアプリケーションを利用して、学習効果を高めることができている。このように、タブレット端末のようなICT機器の効果的活用には、いかに学習用アプリケーションソフトが充実しているかが重要な要素となっている。タブレット端末は、非常に効果的な学習手段となっている。



しかしながら、この機器の活用は個々の生徒の学習効果を高める機能としては活用できたが、インクルーシブ教育推進における交流および共同学習のツールとしての機能を見いだすまでには至らなかったことは残念である。

10 お互いを理解し合う声

「7 具体的交流」に述べた交流および共同学習を進める中で、生徒同士の学び合い、励まし合いが様々な場面においてなされていったことは、教育効果の検証ともなっている。ほんの2例ではあるが、特別支援学級生徒の作文を紹介したい。通常学級の生徒の声も様々な作文に顕著だが、紙面の関係上割愛する。

【保健体育でダンス】

『今年初めてダンスの授業に参加しました。交流のダンスは少しハードでした。なかなかおぼえられない時に、みんながおしえてくれてたすかりました。本当にたすかりました。でも、本番の時にまちがってショックでした。でもダンスが終わって（体育館の）外でよかったじゃんといわれてすごくうれしかったです。』 2年男子

【音楽祭でクラス合唱に参加】

『(前略) 私は交流に行きました。3年A組に行きました。はじめは、ぜんぜんなれなくて、行くきになりませんでした。その時(A組の)友だちが「練習いっしょにやろう」といってくれました。そこから、しんけんに取りくみました。(中略) しんさはっぴょうになって、けっかは最優秀賞でした。とてもうれしくておわたあとに友だちに、とびつきました。友だちはなっていました。練習をきちんとやったおかげだなと思いました。さいこうの思いでがつくれました。(後略)』 3年女子

11 教員の声

【インクルーシブ教育推進開始当初】

◎特別支援学級の教員

「通常学級に迷惑が掛かるのでは」という消極的な声がほとんどであった。

◎通常学級の教員

「部活動参加を認めると、特別支援学級の生徒が勝手気ままに行動するので迷惑である」という否定的意見が大勢を占めていた。

これは、私の赴任前に、ある部活動においてそのようなことがあったという経験からの意見であった。しかしながら、当該部活動顧問はその生徒について、特別支援学級の教員とどのような連携をしたのか、あるいはどのような特別な支援をどのように意図的計画的に行ったのかは甚だ不明であった。部活動をはじめ、様々な教育活動において、特別支援学級生徒の成長できる機会を、無為に奪うことがあってはならない。そして交流および共同学習の機会が無ければ、通常学級の生徒は障害のある生徒との接し方すら学ばないままになってしまいかねない。そこで、部活動においては校長の判断として入部当初の両学級の教員の綿密な連携、そして部活動時の特別支援学級教員による補助を行うことを条件に、部活動参加の道を開いていった。これによって、時を経ずして教員の不安は解消されていった。

【現在】

交流及び共同学習は、教師も生徒も互いに学び合える場であると実感している。しかし、交流及び共同学習をどの場面でどのような方法で行うのかについては、十分な連携の元で行われる必要がある。連携不足によって、特別支援学級の教員には、受け入れ体制が不十分ではないかと感じる場合があるという声があり、通常学級の教員には、効果のある交流なのかわからない場合があるという声もある。だが嬉しいことに本校では、課題への改善策を全員が考え、担当分掌が提案していくという建設的なしくみができている。

1 2 留意点

- ①特別支援学級生徒および通常学級にいる特別な支援の必要な生徒への、適切な指導や支援を行うためには、全教職員が、特別支援教育への造詣を深める研修をする必要がある。これはインクルーシブ教育推進の前提である。
- ②インクルーシブ教育の推進に当たっては、校長が方向性を示し、教員が具体的方策を作り上げていくことが大切である。
- ③交流に当たっては、特別支援学級生徒の個々の特性を考慮し、無理な交流は行わない。また、生徒だけで交流に参加できない場合は、特別支援学級の教員も共に参加する必要がある。
- ④交流及び共同学習を行う場合、受け入れ側である通常学級の時間割に合わせて参加するため、在籍クラス的时间割を工夫する必要がある。

1 3 まとめ

特別支援学級（学校）に通う生徒には、成功体験が少ないことが多い。また、手本となる行動や存在に、日常的に触れる機会が少ない。そして、通常学級に通う生徒の中には、障害のある生徒への接し方が分からなかったり、差別意識をもつ生徒がいる場合もある。したがって、それらを克服していくインクルーシブ教育システム構築を目指した交流及び共同学習は、共生社会の形成に向けた重要な方策であるといえる。